

2 第十四条第二項の事業基本方針においては、
国土交通省令で定めるところにより、施行地区
(施行地区を工区に分ける場合においては、施
行地区及び工区) 及び土地区画整理事業の施
行の方針を定めなければならない。

3 事業基本方針においては、施行地区は、施
行地区の内外にわたらないように定めなければな
らない。

4 第十四条第三項の事業計画は、同条第二項の
事業基本方針に即したものでなければならな
い。

(宅地以外の土地を管理する者の承認)

第五十七条 第七条の規定は、第十四条第一項又は
第三項の事業計画を定めようとする者について
準用する。

(定款及び事業計画又は事業基本方針に関する
宅地の所有者及び借地権者の同意)

第五十八条 第十四条第一項又は第一項に規定する
認可を申請しようとする者は、定款及び事業計
画又は事業基本方針について、施行地区となる
べき区域内の宅地について所有権を有するすべ
ての者及びその区域内の宅地について借地権を
有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の
同意を得なければならない。この場合において
は、同意した者が所有するその区域内の宅地の
地積と同意した者が有する借地権の目的となつ
ているその区域内の宅地の地積との合計が、そ
の区域内の宅地の総地積と借地権の目的となつ
ている宅地の総地積との合計の三分の二以上で
なければならない。

(借地権の申告)

第五十九条 前条に規定する同意を得ようとする者
は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公
告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなけ
ればならない。

2 市町村長は、前項に規定する申請があつた場
合においては、政令で定めるところにより、遲
滞なく、施行地区となるべき区域を公告しなけ
ればならない。

3 前項の規定により公告された施行地区となる
べき区域内の宅地について未登記の借地権を有
する者は、前項の公告があつた日から一月以内
に当該市町村長に対し、その借地権の目的とな
つている宅地の所有者と連署し、又はその借地
権を証する書面を添えて、国土交通省令で定め
るところにより、書面をもつてその借地権の種
類及び内容を申告しなければならない。

4 未登記の借地権で前項の規定による申告のないものは、前項の申告の期間を経過した後は、前条の規定の適用については、存しないものとみなす。

(事業計画の案の作成及び組合員への周知等)

第十九条の二 第十四条第二項の規定により設立された組合は、同条第三項の事業計画画を定めようとするときは、あらかじめ、事業計画の案を作成し、国土交通省令で定めるところにより、説明会の開催その他組合員に当該事業計画の案を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の組合員は、同項の事業計画の案について意見がある場合においては、国土交通省令で定めるところにより、組合に意見書を提出することができる。ただし、事業基本方針において定められた事項については、この限りでない。

3 組合は、前項の規定により意見書の提出があったときは、その意見書に係る意見を勘案し必要があると認めるときは事業計画の案に修正を加えなければならない。

4 組合が成立した後、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、前三項の規定による組合の事務は、第十四条第二項の規定による認可を受けた者が行うものとする。

(事業計画の縦覧及び意見書の処理)

第二十条 都道府県知事は、第十四条第一項又は第三項に規定する認可の申請があつた場合には、政令で定めるところにより、施行地区となるべき区域(同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区)を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供せなければならぬ。ただし、当該申請に申し明らかに次条第一項各号(第十四条第三項に規定する認可の申請にあつては、次条第一項第三号を除く。)の一に該当する事実があり、認可すべきではないと認める場合又は同条第一項の規定により認可をしてはならないことが明らかであると認める場合においては、この限りでない。

2 当該土地区画整理事業に關係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に關係のある水面について権利を有する者(以下「利害関係者」という。)は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することがある。

3 かかる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、第十四条第一項又は第三項に規定する認可を申請した者に対し事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十
八号）第二章第三節（第二十九条、第三十
一条、第三十二条第一項、第三十八条、第四十
一条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）
の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 第十四条第一項又は第三項に規定する認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告した場合においては、その修正に係る部分について、更に本条に規定する手続を行なるべきものとする。

（設立の認可の基準等及び組合の成立）

第二十一条 都道府県知事は、第十四条第一項から第三項までに規定する認可があつた場合においては、次の各号（同項に規定する認可の申請にあつては、第三号を除く。）のいずれかに該当する事實があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反していること。

二 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項の規定による都道府県知事の命令を含む。）に違反していること。

三 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。

四 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するためには必要なその他の能力が十分でないこと。

5 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合に

3 都道府県知事は、第十四条第一項又は第三項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この条において同じ。）その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、施行区域の土地について施行する土地区画整理事業については、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

4 都道府県知事は、第十四条第二項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、施行地区その他の国土交通省令で定める事項を公告しなければならない。

5 組合は、第十四条第一項又は第二項に規定する認可により成立する。

6 市町村長は、第四十五条第五項又は第三百三十四条の公告の日まで、政令で定めるところにより、第三項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

7 組合は、第十四条第一項の認可に係る第三項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、第四項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第三項の公告があるまでは事業計画をもつて、組合員その他の第三者に対抗することができない。

(組合の法人格)

第二十二条 組合は、法人とする。

(名称の使用制限)

第二十三条 組合は、その名称中に土地区画整理組合という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中に土地区画整理組合という文字を用いてはならない。

(設立の費用の負担)

第二款 管理

(組合員)

第二十五条 組合が施行する土地区画整理事業に係る施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とする。

2 施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第十九条第三項又は第八十五条第一項の規定による申告のないものは、その申告のない限り、前項の規定の適用について存する未登記の借地権で第十九条第三項又は第八十五条第一項の規定による申告があつたもののうち同条第三項の規定による届出のないものは、その届出のない限り、前項の規定の適用については、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなす。(参考組合員)

第二十五条の二 前条第一項に規定する者のほか、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他政令で定める者であつて、組合が都市計画事業として施行する土地区画整理事業に参加することを希望し、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。(組合員の権利義務の移転)

第二十六条 施行地区内の宅地について組合員の有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者がある場合においては、その組合員がその所有権又は借地権の全部又は一部について組合に対して有する権利義務は、その承継した者に移転する。

2 施行地区内の宅地について組合員の有する借地権の全部又は一部が消滅した場合においては、その組合員がその借地権の全部又は一部について組合に対して有する権利義務は、その消滅した借地権が地上権である場合にあつてはその借地権の目的となつていた宅地の所有者に、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつてはその宅地の賃貸人にそれぞれ移転する。(役員)

第二十七条 組合に、役員として、理事及び監事を置く。

2 理事の定数は五人以上、監事の定数は一人以上とし、それぞれ定款で定める。

3 理事及び監事は、定款で定めるところにより、組合員(法人にあつては、その役員)のうちから総会で選舉する。ただし、特別の事情が

ある場合においては、定款で定めるところにより、組合員以外の者のうちから総会で選任することができる。

4 前項本文の規定により選舉された理事若しくは監事が組合員でなくなつたとき、又はその理事若しくは監事が組合員である法人の役員であるとき、若しくはその理事若しくは監事がその法人の役員でなくなつたときは、その理事又は監事は、その地位を失う。

5 理事及び監事の任期は、五年をこえない範囲内において定款で定める。補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

6 理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

7 組合員は、組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から理由を記載した書面を組合に提出して、理事又は監事の解任を請求することができる。

8 前項の規定による請求があつた場合には、理事は、直ちにその請求の要旨を公表し、これを組合員の投票に付さなければならない。

9 理事又は監事は、前項の規定による投票において過半数の同意があつた場合には、その地位を失う。

10 前項に定めるもの外、理事及び監事の解任の請求及び第八項の規定による投票に関し必要な事項は、政令で定める。(役員の職務)

第二十八条 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。(理事の代理行為の委任)

10 理事は監事と、監事は理事又は組合の職員と兼ねてはならない。(理事の代表権の制限)

第二十九条 組合は、施行地区を管轄する市町村長を経由して、理事の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出がなされた場合には、遅滞なく、これを公告しなければならない。

3 組合は、前項の公告があるまでは、理事の代表権をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

4 前項の場合は、前項の規定による届出がなされた場合には、遅滞なく、これを公告しなければならない。

5 組合が理事と契約する場合においては、その旨を総会に報告しなければならない。

6 組合が理事と契約する場合においては、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

7 第三項の規定による請求があつた場合において、理事が正当な理由がないのに総会を招集しないときは、監事は、同項の期間経過後十日内に臨時総会を招集しなければならない。

8 第二十八条第四項の規定により総会に報告しなければならないと認める場合においては、監事は、臨時総会を招集することができる。

9 第十四条第一項又は第二項に規定する認可を受けた者は、その認可の公告があつた日から一

7 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう)の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

4 前項本文の規定により選舉された理事若しくは監事が組合員でなくなつたとき、又はその理事若しくは監事が組合員である法人の役員であるとき、若しくはその理事若しくは監事がその法人の役員でなくなつたときは、その理事又は監事は、その地位を失う。

5 理事及び監事の任期は、五年をこえない範囲内において定款で定める。補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

6 理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

7 組合員は、組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から理由を記載した書面を組合に提出して、理事又は監事の解任を請求することができる。

8 理事は、毎事業年度、通常総会の承認を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録を当該承認を得た日から二週間以内に、都道府県知事に提出しなければならない。

9 理事は、組合員から組合員の十分の一以上の同意を得て会計の帳簿及び書類の閲覧又は譲り受けの請求があつた場合には、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

10 理事は監事と、監事は理事又は組合の職員と兼ねてはならない。

11 事業の引継についての同意

12 その他定款で総会の議決を経なければならぬものと定めた事項

(総会の招集)

十一 事業の引継についての同意

十二 その他定款で総会の議決を経なければならぬものと定めた事項

十三 事業の引継についての同意

十四 事業の引継についての同意

十五 事業の引継についての同意

十六 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約

十七 賦課金の額及び賦課徵收方法

十八 換地計画

十九 仮換地の指定

二十 保留地の処分方法

二十一 事業の引継についての同意

二十二 その他定款で総会の議決を経なければならぬものと定めた事項

二十三 事業の引継についての同意

二十四 事業の引継についての同意

二十五 事業の引継についての同意

二十六 事業の引継についての同意

二十七 事業の引継についての同意

二十八 事業の引継についての同意

二十九 事業の引継についての同意

三十 事業の引継についての同意

三十一 事業の引継についての同意

三十二 事業の引継についての同意

三十三 事業の引継についての同意

三十四 事業の引継についての同意

三十五 事業の引継についての同意

三十六 事業の引継についての同意

三十七 事業の引継についての同意

三十八 事業の引継についての同意

三十九 事業の引継についての同意

四十 事業の引継についての同意

四十一 事業の引継についての同意

月以内に、最初の理事及び監事を選挙し、又は選任するための総会を招集しなければならない。	10
総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を組合員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合においては、二日前までにこれらの事項を組合員に通知して、通常総会の承認を求めようとする事業報告書、収支決算書及び財産目録を主たる事務所に備え付けておかなければならぬ。	11
理事は、少なくとも通常総会の会議を開く日の五日前からその会議を開く日までの間、当該通常総会の承認を求めようとする事業報告書、収支決算書及び財産目録を主たる事務所に備え付けておかなければならぬ。	12
理事は、組合員から前項の書類の閲覧又は贈写の請求があつた場合には、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	(総会の議長)

第三十三条 総会に、議長を置く。	3
組合員（法人にあつては、その役員）のうちから総会で選举する。	2

第三十四条 総会の会議は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、組合員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、出席組合員の過半数で決し、可否同数の場合においては、議長の決するところによる。	4
議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。但し、次条第二項の規定による議決については、この限りでない。	3

(総会の会議及び議事)	3
組合員の数が百人をこえる組合は、総会に代つてその権限を行わせるために総代会を設けることができる。	2

第三十五条 総代会は、総代をもつて組織するものとし、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。但し、組合員の総数が五百人をこえる組合においては、五十人以上であることをもつて足りる。	2
総代会が総会に代つて行う権限は、左の各号に掲げる事項以外の事項に関する総会の権限とする。	3

(総代)	3
組合員の数が百人をこえる組合は、総会に代つてその権限を行わせるために総代会を設けることができる。	2

第三十六条 組合員の数が百人をこえる組合は、総会に代つてその権限を行わせるために総代会を設けることができる。	3
総代会は、総代をもつて組織するものとし、組合員の総数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。但し、組合員の総数が五百人をこえる組合においては、五十人以上であることをもつて足りる。	2

第三十七条 組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	4
議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。但し、次条第二項の規定による議決については、この限りでない。	3

(議決権及び選挙権)	4
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	3

第三十八条 組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	2
施行地区内の宅地についての所有権と借地権とをともに有する組合員は、第三十四条第二項の規定による議決については、前項の規定にかかる宅地について借地権を有する組合員が各別に総代を選挙するものと定款で定めたときについての特例は、政令で定める。	1

(議決権及び選挙権)	3
施行地区内の宅地についての所有権と借地権とをともに有する組合員は、第三十四条第二項の規定による議決については、前項の規定にかかる宅地について借地権を有する組合員が各別に総代を選挙するものと定款で定めたときについての特例は、政令で定める。	1

第三十九条 組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合における事業計画の変更によるべき区域がある場合に於ける事業計画又は事業基本方針の変更に於ける認可を申請しようとする組合について、第十九条の二の規定はこの項において準用する第十八条に規定する同意を得ようとする組合及び新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。	2
組合について、第十八条の規定は新たに施行地区となるべき区域がある場合における事業計画又は事業基本方針の変更に於ける認可を申請しようとする組合について、第十九条の二の規定はこの項において準用する第十八条に規定する同意を得ようとする組合及び新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。	1

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)	3
組合は、定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合における事業計画又は事業基本方針の変更に於ける認可を申請しようとする組合及び新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。	2

第四十条 組合は、定款で定めるところによければならない。	4
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	3

(議決権及び選挙権)	4
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	3

第四十一条 組合は、定款で定めるところによればならない。	5
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	4

(議決権及び選挙権)	6
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	5

第四十二条 組合は、定款で定めるところによればならない。	7
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	6

(議決権及び選挙権)	8
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	7

第四十三条 組合は、定款で定めるところによればならない。	9
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	8

(議決権及び選挙権)	10
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	9

第四十四条 組合は、定款で定めるところによればならない。	11
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	10

(議決権及び選挙権)	12
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	11

第四十五条 組合は、定款で定めるところによればならない。	13
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	12

(議決権及び選挙権)	14
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	13

第四十六条 組合は、定款で定めるところによればならない。	15
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	14

(議決権及び選挙権)	16
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	15

第四十七条 組合は、定款で定めるところによればならない。	17
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	16

(議決権及び選挙権)	18
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	17

第四十八条 組合は、定款で定めるところによればならない。	19
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	18

(議決権及び選挙権)	20
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	19

第四十九条 組合は、定款で定めるところによればならない。	21
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	20

(議決権及び選挙権)	22
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	21

第五十条 組合は、定款で定めるところによればならない。	23
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	22

(議決権及び選挙権)	24
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	23

第五十一条 組合は、定款で定めるところによればならない。	25
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	24

(議決権及び選挙権)	26
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	25

第五十二条 組合は、定款で定めるところによればならない。	27
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	26

(議決権及び選挙権)	28
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	27

第五十三条 組合は、定款で定めるところによればならない。	29
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	28

(議決権及び選挙権)	30
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	29

第五十四条 組合は、定款で定めるところによればならない。	31
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	30

(議決権及び選挙権)	32
組合員及び総代は、各一箇の議決権及び選挙権を有する。	31

第五十五条 組合は、定款で定めるところによればならない。	33

<tbl_r cells="2" ix="2" maxcspan="1

定款又は事業計画の変更についてのものに限る。)をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施工地区(施工地区を工区に分ける場合には、施工地区及び工区。以下この条において同じ。)その他の国土交通省令で定める事項についての変更に係る事項を公告し、かつ、施工区域の土地について施工する土地整理事業については、国土交通大臣及び関係市町村長に変更に係る施工地区又は設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

都道府県知事は、第一項に規定する認可(第十四条第二項に規定する認可に係る定款又は事業基本方針の変更についてのものに限る。)をした場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、施工地区その他国土交通省令で定める事項についての変更に係る事項を公告しなければならない。

組合は、前項の公告があるまでは、定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更をもつて、その変更について第一項に規定する認可があつた際に從前から組合員であつた者以外の第三者に対抗することができない。

賦課金の額は、組合員が施工地区内に有する宅地又は借地の位置、地積等を考慮して公平に定めなければならない。

組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

賦課金の納付は、組合員が施工地区内に有する

(経費の賦課徴収)

組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

賦課金の額は、組合員が施工地区内に有する

(経費の賦課徴収)

組合は、前項の規定による申請があつた場合は、市町村長に送付しなければならない。

都道府県知事は、第一項に規定する認可(第

十四条第二項に規定する認可に係る定款又は事

業基本方針の変更についてのものに限る。)を

した場合においては、遅滞なく、国土交通省令

で定めるところにより、組合の名称、施工地区

その他国土交通省令で定める事項についての変

更に係る事項を公告しなければならない。

組合は、前二項の公告があるまでは、定款又

は事業計画若しくは事業基本方針の変更をもつ

て、その変更について第一項に規定する認可が

あつた際に從前から組合員であつた者以外の第

三者に対抗することができない。

賦課金の額は、組合員が施工地区内に有する

(経費の賦課徴収)

組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員

に対して金銭を賦課徴収することができる。

督促状を発して督促し、その者がその督促状に於いて指定した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徵収を申請することができる。

組合は、前項の督促をする場合においては、市町村長に送付する請求があつた場合は、定款で定めるところにより、督促状の送付に要する費用を勘案して国土交通省令で定める額以下の督促手数料を徵収することができる。

市町村長は、第一項の規定による申請があつた場合においては、地方税の滞納処分の例により滞納処分をする。この場合においては、組合は、市町村長の徵収した金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

市町村長が第一項の規定による申請を受けた日から三十日以内に滞納処分による申請を受けた場合は、組合の理事は、都道府県知事の認可を受けた場合においては、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

前二項の規定による徵収金の先取特權の順位は、國税及び地方税に次ぐものとする。

(賦課金等の時効)

事業の完成又はその完成の不能

合併

事業の引継

事由により解散しようとする場合においては、その解散について都道府県知事の認可を受けるべきではない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施工地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

都道府県知事は、第十六条第一項において準用する第六条第二項の規定により事業計画に住宅先行建設区が定められている場合においては、第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地についての第一百七十二条の二第一項に規定する指定期間を経過した後でなければ、前項に規定する認可(事業の完成の不能による解散は、他の事業の廃止による解散についての認可を除く。)をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施工地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、指定期間内においてもその認可をすることができる。

其他事業の廃止による解散についての認可を除く。)をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施工地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、指定期間内においてもその認可をすることができる。

都道府県知事は、組合の設立についての認可を取り消した場合又は第二項に規定する認可を掲げる事由に因り解散しようとする場合においては、その組合に借入金があるときは、その解散についてその債権者の同意を得なければならない。

組合は、第一項第二号から第四号までの間に掲げる事由に因り解散しようとする場合においては、その組合に借入金があるときは、その解散についてその債権者の同意を得なければならない。

組合は、第一項第二号から第四号までの間に掲げる事由に因り解散しようとする場合においては、その組合に借入金があるときは、その解散についてその債権者の同意を得なければならない。

組合は、第一項第二号から第四号までの間に掲げる事由に因り解散しようとする場合においては、その組合に借入金があるときは、その解散についてその債権者の同意を得なければならない。

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。

債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その債権者の同意を得なければならない。

組合は、前項の公告があるまでは、解散をもしなければならない。

組合は、前項の公告があるまでは、解散をもしなければならない。

組合は、前項の公告があるまでは、解散をもしなければならない。

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知り得ている債権者を除斥することができない。

債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、各別にその申出の催告をしなければならない。

前項の公告には、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

清算人は、知り得ている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害關係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

（清算人の職務及び権限）

（裁判所による清算人の選任）

（裁判所による監督）

組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をることができる。

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見述べることができる。

(決算報告)

第四十九条 清算人は、清算事務が終つた場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第四十九条の二 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第四十九条の三 清算人の選任の裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十九条の四 裁判所は、第四十六条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人にに対して支払う報酬の額を定めることができ。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならぬ。

(検査役の選任)

第四十九条の五 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な検査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第五十条 組合は、合併しようとする場合においては、総会においてその旨を議決しなければならない。

2 事業計画を決定している組合は、事業計画を決定していない組合と合併することができない。

に規定する認可を申請する者となり、設立に必要な行為をしなければならない。この場合において、認可の申請は、関係各組合の合併の議決書を添えてしなければならない。

4 合併をする組合の一方が合併後存続する場合においては、その組合は、関係各組合の合併の議決書を添えて、定款及び事業計画又は事業基本方針の変更について第三十九条第一項に規定する認可を受けなければならない。

5 組合は、合併しようとする場合において、その組合に借入金があるときは、その合併についてその債権者の同意を得なければならぬ。

6 第三項の場合においては、組合の設立に関する第十七条において準用する第七条に規定する手続を行うことを要しないものとし、第四項の場合においては、定款及び事業計画又は事業基本方針の変更について第三十九条第二項において準用する第七条に規定する手続及び第三十九条第三項に規定する手続を行うことを要しないものとする。

7 第三項又は第四項に規定する認可があつた場合においては、その認可の公告前においても、第二十一条第七項又は第三十九条第五項の規定にかかわらず、合併により新たに設立された組合はその成立並びに定款及び事業計画又は事業基本方針をもつて、合併後存続する組合は事業計画又は事業基本方針及び定款の変更をもつて、合併により解散した組合はその解散をもつて、(合併により解散した組合の組合員に対する権利義務を含む。)を承継する。

8 組合が合併した場合においては、合併に因り新たに設立された組合又は合併後存続する組合は、合併に因り消滅した組合の権利義務(その組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。)を承継する。

- 第三条第三項に規定する者が施行区域の土地について施行する土地区画整理事業について、前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九条第四項に規定する認可とみなす。第四条第二項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(規準)

第五十一条の三 前条第一項の規準には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

 - 一 土地区画整理事業の名称
 - 二 施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称
 - 三 土地区画整理事業の範囲
 - 四 事務所の所在地
 - 五 費用の分担に関する事項
 - 六 事業年度
 - 七 公告の方法
 - 八 その他政令で定める事項

(事業計画)

第五十二条の四 第六条の規定は、第五十二条の二第一項の事業計画について準用する。

(宅地以外の土地を管理する者の承認)

第五十三条の五 第七条の規定は、第五十三条の二第一項の事業計画を定めようとする者について準用する。

(規準及び事業計画に関する宅地の所有者及び借地権者の同意)

第五十四条の六 第五十一条の二第一項に規定する認可を申請しようとする者は、規準及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつてはいるその区域内の宅地の地積との合計の三分の二以上でなければならぬ。い。(借地権の申請)

第五十五条の七 前条に規定する同意を得ようと/or>する者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 第十九条第二項から第四項までの規定は、前項に規定する申請があつた場合について準用する。

る。この場合において、同条第四項中「前条」とあるのは、「第五十一条の六」と読み替えるものとする。

第五十一条の八 都道府県知事は、第五十一条の八第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、政令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に、当該規準及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に関する地圖に次条第一項各号のいずれかに該当する事実があり、認可すべきでないと認める場合又は同条第二項の規定により認可をしてはならないことが明らかであると認める場合においては、この限りでない。

利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された規準及び事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、第五十一条の二第一項に規定する認可を申請した者に対し規準及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節(第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十三条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第五十一条の二第一項に規定する認可を申請した者が、第三項の規定により規準及び事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告した場合においては、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものとする。

(施行の認可の基準等)

を有する者から選舉される委員についての予備委員をそれぞれ置くことができる。

2 予備委員の数は、施行規程で定めるものとし、その数は、それ施行地区内の宅地の所

有者から選舉すべき委員の数又は施行地区的内宅地について借地権を有する者から選舉すべき委員の数の半数をこえてはならない。但し、選舉すべき委員の数が一人の場合においては、一人とする。

3 予備委員には、前条第一項に規定する選舉において、当選人を除いて、施行規程で定める数以上の有効投票を得た者がある場合において、施行規程で定めるところにより、得票数の多い者から順次なるものとする。

4 前条第五項の規定は、予備委員について準用する。

5 前条第一項の規定により選舉された委員に欠員を生じた場合においては、施行規程で定めるところにより、予備委員をもつてこれを補充する。

6 予備委員の任期は、委員の任期による。

(委員の補欠選舉等)

第六十条 第五十八条第一項の規定により選舉された委員の欠員の数が施行規程で定める数をこえるに至った場合において、前条第五項の規定により委員となるべき予備委員がないときは、政令で定めるところにより、補欠選舉を行わなければならぬ。

2 第五十八条第三項の規定により選任された委員に欠員を生じた場合には、施行規程で定めるところにより、委員を選任しなければならない。

(審議会の会長)
第六十一条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員のうちから委員が選舉する。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長は、委員として審議会の議決に加わることができるない。

5 会長に事故がある場合には、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

(審議会の招集、会議及び議事)
第六十二条 審議会は、都道府県知事又は市町村長が招集する。

2 審議会を招集するには、少くとも会議を開く日の五日前までに、会議の日時、場所及び目的

である事項を委員に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合においては、二日前までにこれらの事項を委員に通知して、審議会を招集することができる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席すれば開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては、会長の決するところによる。

(委員の選舉権及び被選舉権)

第六十三条 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、委員の選舉について、各一箇の選舉権及び被選舉権を有する。

2 施行地区内の宅地についての所有権と借地権とをともに有する者は、前項の規定にかかわらず、宅地の所有者として、及び宅地について借地権を有する者として、それぞれ一箇の選舉権及び被選舉権を有する。

3 施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告のないものは、その申告のない限り、前二項の規定の適用については、存しないものとみなし、施行地区内の宅地について存する未登記の借地権で第八十五条第一項の規定による申告があつたもののうち同条第三項の規定による届出のないものは、その届出のない限り、前二項の規定の適用については、その借地権の移転、変更又は消滅がないものとみなす。

4 次の各号のいずれかに掲げる者は、第一項の規定にかかわらず、委員の被選舉権を有しない。
一 未成年者
二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくななるまでの者

(審議会の会議が開かれない場合等の措置)
第六十四条 都道府県又は市町村は、審議会の意見を聞いて処分又は決定をすべき場合において、審議会が同一議題について再度招集されて、審議会が同一議題について再度招集されても、正当な理由がなく、会議を開かず、又は意見を提出しないときは、その意見を聞かずに処分又は決定をすることができるものとし、審議会の同意を得て処分又は決定をすべき場合において、審議会が同一議題について再度招集されても、正当な理由がなく会議を開かないときは、その同意を得ないで処分又は決定をすることができるものとする。

(審議会の会長)

第六十五条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県又は市町村が第三条第四項の規定により施

行する土地区画整理事業ごとに、土地又は建築物の評価について経験を有する者三人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。

3 前項の評価員は、非常勤とする。
4 前項の評価員並びに第九十三条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定により定められる建築物の部分の価額を評価しなければならないものとし、その評価については、第一項の規定により選任された評価員の意見を聴かなければならない。

第五節 国土交通大臣
(施行規程及び事業計画の決定)

第六十六条 国土交通大臣は、第三条第五項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、事業計画及び事業計画を定めなければならない。
2 国土交通大臣が第三条第五項の規定により施行する土地区画整理事業について事業計画を定めた場合においては、事業計画及び事業計画を定めなければならない。

3 国土交通大臣が第三項の規定により施行規程及び事業計画を定めた場合においては、施行規程及び事業計画に修正を加えた場合(政令で定めた場合においては、同節中「審理員」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする)ににおいて、第十九条第三十二条第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国土交

通大臣」と読み替えるものとする。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第二節(第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十九条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く)の規定を準用する。

(施工規程)

第六十七条 前条第一項の施行規程は、国土交通省令で定める。

2 第五十三条第二項の規定は、前項の施行規程について準用する。

(事業計画)

第六十八条 第六条の規定は、第六十六条第一項の事業計画について準用する。

(施行規程及び事業計画の決定及び変更)

第六十九条 国土交通大臣は、第六十六条第一項の施行規程及び事業計画を定めようとする場合においては、政令で定めるところにより、施行規程及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された施行規程及び事業計画について意見がある場合においては、政令で定めるところにより、施行規程及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 市町村長は、前項の公告の日から百三十三条第四項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第六項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

4 市町村長は、前項の公告の日から百三十三条第四項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第六項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

5 市町村長は、前項の公告の日から百三十三条第四項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第六項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

6 市町村長は、前項の公告の日から百三十三条第四項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第六項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

7 前項の場合においては、国土交通大臣は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、第六項の図書を当該市町村の事務所において送付しなければならない。

8 前項の場合においては、国土交通大臣は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、第六項の図書を当該市町村の事務所において送付しなければならない。

9 国土交通大臣は、第七項の公告があるまで、事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

10 第一項から第五項までの規定は、第六十六条第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く)について、第六項の規定は、

同条第一項の事業計画の変更をした場合（政令で定める軽微な変更をした場合を除く。）について、第七項から前項までの規定は、同条第一項の事業計画を変更した場合について準用する。この場合において、第六項中「施行地区（――）とあるのは「変更に係る事業（――）及び設計の概要を」とあるのは「又は設計の概要を」と、第七項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事業を公告し」と、前項中「事業計画をもつて」とあるのは「事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。
(土地区画整理審議会)

第七十条 国土交通大臣が施行する土地区画整理事業ごとに、国土交通省に土地区画整理審議会設置（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 施行地区を工区に分けた場合においては、審議会は、工区ごとに置くことができる。

3 第五十六条第三項及び第四項並びに第五十七条から第六十四条までの規定は、前二項の規定により置かれる審議会について準用する。この場合において、第五十八条第三項、第七項及び第八項並びに第六十二条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあり、又は第六十四条中「都道府県又は市町村」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。
(評価員)

第七十一条 第六十五条の規定は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあり、又は同条第三項中「都道府県又は市町村」とあるのは、「国土交通大臣」と、同条第一項中「第三条第五項」とあるのは、「第三条第五項」と読み替えるものとする。

第六節 独立行政法人都市再生機構等
(施行規程及び事業計画の認可)

第七十二条の二 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）
は、第三条の二又は第三条の三の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣（地方住宅供給公社（以下「地方公社」という。）で市のものが設立したものにあつては、都道府県知事）の認可を受けなければならない。

2 機構等が第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業については、独

立行政法人都市再生機構があつては前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九条第三項に規定する承認と、市ののみが設立した地方公社にあつては前項に規定する認可をもつて同条第二項に規定する認可とみなす。第四条第二項ただし書の規定は、この場合に準用する。

(施行規程及び事業計画)

第七十一条の三 機構等は、前条第一項に規定する認可の申請をしようとする場合においては、第三項の規定により聽取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。

2 第五十三条第二項の規定は、前条第一項の施設規程について、第六条の規定は、同項の事業計画について準用する。

3 機構等は、前条第一項の事業計画を定めようとする場合においては、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、政令で定めるところにより、施行規程及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された施行規程及び事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただしこれは、都市計画において定められた事項についてのみである。

6 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、遅滞なく、当該意見書について都道府県都市計画審議会の意見を聞き、その意見を付して、これを国土交通大臣に送付しなければならない。ただし、当該意見書が市のみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係るものである場合においては、これを国土交通大臣に送付することを要しない。

7 都道府県知事は、第五項の期間内に機構等(市ののみが設立した地方公社を除く。)が定めた施行規程及び事業計画について意見書の提出がなかった場合においては、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

8 國土交通大臣（市のみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係る意見書については、都道府県知事）は、第五項の規定により提出された意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認める場合においては、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

9 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）において規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国土交通大臣又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

10 機構等が第八項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えた場合（政令で定められた軽微な修正を加えた場合を除く。）においては、その修正に係る部分について、更に第四項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。

11 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第一項に規定する認可をした場合においては、逓遷なく、国土交通省令で定めるところにより、施行区の名称、事業施工期間、施行地区（施行地区を工区に分ける場合は、施行地区乃至び工区。以下この項において同じ。）その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係都道府県知事及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

12 市町村長は、第一百三条第四項の公告の日まで、政令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

13 機構等は、第十一項の公告があるまでは、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

14 機構等は、前条第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合においては、国土交通大臣（市のみが設立した地方公社につつては、都道府県知事）の認可を受けなければならぬ。

15 第一項の規定は、前項に規定する認可の申請をしようとする場合について、第三項から第十

業計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）について、第十一項から第十三項までの規定は、前項に規定する認可をした場合について準用する。この場合において、第一項、第三項、第四項及び第十一項中「前条第一項」とあるのは「第十四項」と、第十一項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、「施行地区及び設計の概要を」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要を」と、第十三項中「施行規程及び事業計画をもつて」とあるのは「施行規程又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

（土地区画整理審議会）

第七十一条の四 機構等が第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業）とし、機構等に土地区画整理審議会（以下この節において「審議会」という。）を置く。

2 施行地区を工区に分けた場合においては、審議会は、工区ごとに置くことができる。

3 第五十六条第三項及び第四項並びに第五十七条から第六十四条までの規定は、前二項の規定により置かれる審議会について準用する。この場合において、第五十八条第三項、第七項及び第八項並びに第六十二条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「独立行政法人都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社理事長」と、第六十四条中「都道府県又は市町村」とあるのは「機構等」と読み替えるものとする。

（評価員）

第七十二条 第六十五条の規定は、機構等が第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業について準用する。この場合において、第六十五条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「独立行政法人都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社理事長」と、「第三条第四項」とあるのは「第三条の二又は第三条の二」と、同項及び同条第三項中「都道府県又は市町村」とあるのは「機構等」と読み替えるものとする。

（審議会の委員及び評価員の公務員たる性質）

第七十二条 第六十五条第一項の規定により選任される評価員は、刑法（明治四十年法律第四十五

号) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 土地区

第一節 通則

第七十二条 国土交通大臣、都道府県知事、市町（測量及び調査のための土地の立入り等）

村長又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは地方住宅供給公社理事長（以下「機構理事長等」という。）は、第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入つて測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第三項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社についても、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合には、同様とする。

前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならない。ただし、同項前段に掲げる者にあっては、通知することが著しく困難である場合においては、公告をもつてその通知に代えることができる。

第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合には、その立ち入りあらうとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならぬ。

日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

7 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者又は前項の規定により植物若しくはかき、さく等を伐除しようとする者は、その身分を示す証票又は市町村長の認可証を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(土地の立入等に伴う損失の補償)

第七十三条 国、都道府県、市町村若しくは機構等又は前条第一項後段に掲げる者は、同項又は同条第六項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を受けた者と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合には、政令で定めるところにより、収用委員会に土地收回用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

4 國土交通大臣、都道府県知事、市町村長若しくは機構理事長等又は前条第一項後段に掲げる者は、同項又は同条第六項の規定による行為を自らし、又はその命じた者若しくは委任した者にさせた場合において、その行為により他人に損失を与えたと認めるときは、その損失の程度を証するためには必要な資料を作成しておかなければならぬ。

(関係簿書の閲覧等)

第七十四条 國土交通大臣、都道府県知事、市町村長若しくは機構理事長等又は第七十二条第一項後段に掲げる者は、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、施行地区となるべき区域又は施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長

組合を設立しようとする者、組合、同様第三項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社は都道府県知事及び市町村長に対し、市町村（同条第四項の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十三条第一項、第二百二十六条及び第二百一十七条の二第一項において同じ。）は国土交通大臣及び都道府県知事に対し、都道府県（第三条第四項の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百三条第四項、第二百二十三条第一項、第二百二十六条及び第二百二十七条の二第一項において同じ。）は国土交通大臣、都道府県知事及び市町村長に対し、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

（建築行為等の制限）

第七十六条 次に掲げる公告があつた日後、第二百三十四条の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築・改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事（市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市長、以下この条において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならぬ。

個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更（以下この項において「事業計画の変更」といふ。）についての認可の公告

四 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第三条第四項又は第五項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告

五 機構等が第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

六 都道府県知事等は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可をしようとするときは、施行者の意見を聴かなければならぬ。

3 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第一項に規定する許可をする場合において、土地区画整理事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 土国交通大臣又は都道府県知事等は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 前項の規定により土地の原状回復を命じ、又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣又は都道府県知事等は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、国土交通大臣

に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書の提出を請求する。

二、組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第二十一条第三項の公告又は事業計画の

第七十四条 国土交通省（関係簿書の閲覧等）

村長若しくは機構理事長等又は第七十二条第一項後段に掲げる者は、土地区画整理事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、施行地区となるべき区域又は施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長

個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区的変更を含む事業計画の変更（以下この項において「事業計画の変更」という。）についての認可の公告

任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、国土交通大臣

に従つて住宅を建設すべきものとして規準、規約、定款又は施行規程で定められたものをいふ。次項において同じ。)を経過する日までに、当該宅地についての換地に、建設計画に従つて住宅を建設しなければならない。

2 前項に規定する場合において、第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地について、第九十八条第一項の規定により換地計画に基づき当該宅地についての換地となるべき住宅先行建設区内の土地に仮換地が指定されたときは、当該宅地について所有権又は住宅の所有を目的とする借地権を有する者は、前項の規定にかかるらず、同条第五項に規定する日(第九十九条第二項前段の規定により当該仮換地については、当該公告があつた日の翌日以後は当該宅地について使用又は収益を開始することができる日を別に定めた場合においては、その日)から起算して指定期間を経過する日までに、当該仮換地(第九十三条第四項の公告があつた場合においては、当該公告があつた日の翌日以後は当該宅地についての換地。次項において同じ。)に、建設計画に従つて住宅を建設しなければならない。

3 施行者は、住宅先行建設区における住宅建設の適切な遂行を確保する上で支障があると認めるとときは、第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地について所有権又は住宅の所有を目的とする借地権を有する者に対し、相当の期限を定めて当該宅地についての換地(前項の場合については、当該宅地について指定された仮換地)における住宅の建設のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 施行者は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第八十五条の二第五項の規定による指定の取消し、換地計画の変更その他必要な措置を講ずべきことができる。

(国土交通大臣の技術検定等)

第九節 国土交通大臣の技術検定等

(組合に対する監督)

第一百二十五条 都道府県知事は、組合の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事は、組合の組合員が組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求した場合においては、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消、変更若しくは停止、又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わない場合又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から一月を経過してもなお総会を招集しない場合においては、その組合の設立についての認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事は、第三十二条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基き、総会を招集しなければならない。第三十五条第三項又は第三十六条第四項において準用する第三十二条第三項の規定により組合員又は総代から総会の部会又は総代会の招集の請求があつた場合において、理事及び監事が総会の部会又は総代会を招集しないときは、同様とする。

6 都道府県知事は、第二十七条第七項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求が付さないときは、これらの組合員の申出に基き、これを組合員の投票に付さなければならぬ。第三十七条第四項の規定により組合員から

総代の解任の請求があつた場合において、理事がこれを組合員の投票に付さないときも同様とする。都道府県知事は、前項の公告があるまでは、部会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消を請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

(区画整理会社に対する監督)

第一百二十五条の二 都道府県知事は、区画整理会社の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その区画整理会社の事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事は、区画整理会社の施行する土地区画整理事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行った場合において、区画整理会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画若しくは換地計画に違反する疑いがあることを理由として、区画整理会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画若しくは換地計画に違反していると認める場合は、当該処分の取消し、変更若しくは停止又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならない。

(不服申立て)

第一百二十七条 次に掲げる処分又はその不作為について、審査請求をすることができない。

一 第十四条第一項若しくは第三項又は第三十九条第一項の規定による認可(事業基本方針の変更に係るものを除く。)

二 第二十一条第三項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知による通知

三 第五十一条の二第一項又は第五十一条の十第一項の規定による認可

四 第五十一条の八第三項(第五十五条の第十第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知による通知

五 都道府県又は市町村が第五十二条第一項の規定によつてする事業計画の決定(事業計画の変更を含む。)

六 第五十二条第一項又は第五十五条第十二項の規定による認可

七 第五十五条第四項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定による通知

八 国土交通大臣が第六十六条第一項の規定によつてする事業計画の決定(事業計画の変更を含む。)

5 都道府県知事は、前項に規定するものを除くは十分の一以上の同意を得て、総代若しくはその議決がこの法律若しくは總代会の招集手續若しくは議決の方法又は役員若しくは總代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取消し、當選又は解任の投票を取り消すことができる。

6 郡道府県知事は、都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構に対し、これらの者が施行者として行う処分又は工事が、この法律又はこれに基づく国土交通大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認める場合においては、土地区画整理事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

7 郡道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構は、前項の規定による要求を受けたときは、当該処分の取消し、変更若しくは停止又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならない。

第一百二十七条の二 前条に規定するものを除くは、組合、区画整理会社、市町村、都道府県又は機構等がこの法律に基づいてした処分その他都道府県知事の処分に違反していると認める場合においては、土地区画整理事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 郡道府県、市町村又は市のみが設立した地区区画整理事業の施工地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有するすべての者の十分の一以上の同意を得て、その区画整理会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画若しくは換地計画に違反する疑いがあることを理由として、区画整理会社の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、事業計画若しくは換地計画に違反していると認める場合は、当該処分の取消し、変更若しくは停止又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならない。

(不服申立て)

第一百二十七条 次に掲げる処分又はその不作為について、審査請求をすることができない。

一 第十四条第一項若しくは第三項又は第三十九条第一項の規定による認可(事業基本方針の変更に係るものを除く。)

二 第二十一条第三項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知による通知

三 第五十一条の二第一項又は第五十一条の十第一項の規定による認可

四 第五十一条の八第三項(第五十五条の第十第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知による通知

五 都道府県又は市町村が第五十二条第一項の規定によつてする事業計画の決定(事業計画の変更を含む。)

六 第五十二条第一項又は第五十五条第十二項の規定による認可

七 第五十五条第四項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定による通知

八 国土交通大臣が第六十六条第一項の規定によつてする事業計画の決定(事業計画の変更を含む。)

5 都道府県知事は、前項に規定するものを除くは十分の一以上の同意を得て、総代若しくはその議決がこの法律若しくは總代会の招集手續若しくは議決の方法又は役員若しくは總代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取消し、當選又は解任の投票を取り消すことができる。

6 郡道府県知事は、区画整理会社が前項の規定による命令に従わない場合においては、その区画整理会社に対する土地区画整理事業の施行についての認可を取り消すことができる。

7 郡道府県知事は、前項の公告による旨をすれば、部会若しくは総代会の招集手續若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反する場合においては、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

8 郡道府県知事は、前項の公告があるまでは、部会若しくは総代会の招集手續若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反する場合においては、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

9 第六十九条第三項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定による通知

5 都道府県知事は、前項の規定による認可を取り消すことができる。

4 第二項の規定により個人施行者、組合又は区画整理会社が施行していた土地区画整理事業が引き継がれた場合には、当該施行地区となつてゐる区域について新たに施行者となつた者に係る第九条第三項（第十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項若しくは第四項、第三十九条第四項、第五十一条の九第三項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条第九項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第七十一条の三第三十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の公告（第二十一条第三項の公告があつては、第十条第一項の規定による認可に係るものに限る。）があつた日において、当該個人施行者又は区画整理会社が施行する土地区画整理事業は廃止されるものとし、当該組合は解散するものとする。

5 第二項の規定により土地区画整理事業を引き継いで施行することとなつた施行者は、引き継がることとなつた施行者が土地区画整理事業の施行に関して有していた権利義務（その者がその施行する土地区画整理事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。（处分、手続等の効力）

第一百二十九条 土地区画整理事業を施行しようとする者、組合を設立しようとする者若しくは土地区画整理事業の施行に係る土地若しくはその土地に存する工作物その他の物件について権利を有する者の変更があつた場合には、この法律又はこの法律に基づく命令、規準、規約、定款若しくは施行規程の規定によつて前記のこれらのがした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者としたもののみなし、従前のこれらの者に対してもした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者となつたもののみなす。

第一百三十条 宅地の共有者若しくは共同借地権者（宅地の共有者等の取扱い）

（第三項において準用する場合を含む。）、第十八条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第五十一条の六（第五十二条の十第二項、第八十八条第一項及び第五十三条の十第二項、第八十八条第一項）

び第九十七条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項（第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第一項及び第二項（第七十条第三項及び第七十一条の四第三項において準用する場合を含む。）、第九十八条第四項並びに第一百二十五条の二第二項の規定の適用については、併せて一の所有者又は借地権者とみなす。ただし、これらの者のみにより土地区画整理事業を施行しようとし、若しくは施行する場合又はこれらの者のみにより組合を設立しようとして、若しくはこれらの者のみが組合の組合員となつている場合においては、この限りでない。

2 前項本文の規定により一の所有者又は借地権者とみなされる者は、それぞれのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。

3 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもつて、施行者に対抗することができない。

4 第二項の代表者の解任は、施行者にその旨を通知するまでは、これをもつて施行者に対抗することができない。

5 第二項の規定により代表者を選任しなければならない場合は、施行者がこの法律又はこの法律に基づく命令、規準、規約、定款若しくは施行規程の規定により第一項本文に掲げる者に対する行為は、これらの者のうちいずれか一人に対してもつて足りる。（公有水面の取扱）

第一百三十一条 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項に規定する免許を受けた者がある場合には、この法律の規定の適用については、その免許に係る水面を宅地とみなし、その者を宅地の所有者とみなす。（債権者の同意の基準）

第一百三十二条 第十条第二項、第十三条第三項、第三十九条第三項、第四十五条第四項、第五十条第五項、第五十一条の十第三項、第五十五条の十三第三項又は第一百二十八条第三項の規定による同意を求められた債権者は、正当な理由がある場合を除いては、その同意を拒むことができない。（書類の送付にかかる公告）

第一百三十三条 施行者は、土地区画整理事業の施行に関する書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだと

き、又は過失がなくてその者の住所、居所その他の書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容の公告をすることをもつて書類の送付にかえることができる。

2 第七十七条第五項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「前項後段の公告」とあるのは「前項の公告」と、同条第六項中「当該土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村長」とあるのは「当該土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村長及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所を管轄する市町村長」と読み替えるものとする。

3 第一項の公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。（意見書の提出の期間の計算等）

第一百三十四条 この法律の規定による意見書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で差し出された場合には、送付に要した日数は、期間に算入しない。

2 この法律の規定による意見書は、その提出期間が経過した後においても、容認すべき事由がある場合においては、受理することができる。（他の工事の費用の負担）

第一百三十五条 土地区画整理事業の施行に因りそとの施行地区に隣接する鉄道若しくは軌道の踏切又は橋の新設若しくは変更の工事を施行する必要が生じた場合には、その工事に要する費用は、その必要を生じた限度において、施行者が負担するものとする。

2 前項の工事の設計及び施工方法は、当該工事を施工する者と当該施行者との協議により定めなければならない。（土地区画整理事業と農地等の関係の調整）

第一百三十六条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。（大都市等の特例）

第一百三十六条の三 この法律中都道府県知事の権限に属する事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に

- 1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。
（公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置）

7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお從前の例による。

附 則（昭和三五年三月三一日法律第一四号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄
(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他の法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお從前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさへ不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をす

このことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三八年四月一日法律第七五号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年六月一一日法律第九四号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三八年七月一一日法律第一三四号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年七月二一日法律第七五号）

この法律（第一条を除く。）は、改正法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一五日法律第一〇一号）

この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四五年四月一日法律第一三一号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(農地法等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条、第八条、第二十一条及び第二十二条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、施行日以後に発せられる督促状によりその計算の基礎となる滞納額の納付期限が指定されるこれらの規定に規定する延滞金の額の計算について適用し、施行日前に発せられた当該督促状に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。ただし、施行日において現に改正後の第二号、第五号又は第六号に掲げる規定に規定する割合をこえる割合が定款又は条例により定められている場合には、施行日から一年間は、そのこえる割合により当該計算を行なうことを妨げない。

- 二 土地区画整理法第百十条第四項

附 則（昭和四五年六月一日法律第一〇一）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四八年九月二〇日法律第八四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四九年六月一日法律第六九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四九年六月一日法律第七一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二百八十一條、第二百八十二条の三、第二百八十二条第二項、第二百八十二条の二第二項及び第二百八十三条第二項の改正規定、附則第十七條から第十九條までに係る改正規定並びに附則第二条、附則第七条から第十一条まで及び附則第十三条から第二十四条までの規定（以下「特別区に関する改正規定」という。）は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年六月二五日法律第四五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一六日法律第六七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 附則二号 (昭和五七年五月二一日法律第五二号) 抄

(施行期日) 附則八号 (昭和五八年一月二日法律第七八号)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十五条の見出しの改正規定及び同条に二項を加える改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律の施行日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

この法律は、公布の日から施行し、第六条及び第八条から第十二条までの規定による改正後の国有林野事業特別会計法、道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、都市開発資金融通特別会計法及び空港整備特別会計法の規定は、昭和六十二年度の予算から適用する。

附 則 (昭和六年四月二六日法律第二二号) 抄

附 則 (昭和六年五月二二日法律第四百三十九号) 抄

（昭和五年五月一日法律第三五百五十九号）

規定期（第四条第三項）を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（第四条第三項）を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五十五条から第一百七十三条まで、第一百十二条、第一百十七条规定（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十一条の二及びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(政令への委任)
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄
（施行期日）

ほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則
（平成二七年九月四日法律第六三号）抄
（施行期日）

当該各号に定める日から施行する。

三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の設置に係る部分）を除くこと、第五十一条、第八十九条

役員は係る部分は除く) 第五十条 第百九
条並びに第百十五条の規定 公布の日 (以下
「公布日」という。)

(土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置)
第六十一条 施行日前に前条の規定による改正前の

土地区画整理法第百三十六条の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定によ

る改正後の土地区画整理法第百三十六条第一項の規定により農業委員会が述べた意見とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一百四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によつてなおそ

の効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用に

については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第一百十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関するもの等）は、別途定める。

附 則（平成二八年六月七日法律第七二号）
（経過措置を含む）は、政令で定める。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

第一項の適用に公不の事例、二つ目を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二九年六月一日法律第四五)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の二、第一百三条の三、

